

- ・ 基金高齢者医療債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでないこととする。
- 基金高齢者医療債券原簿  
支払基金は、主たる事務所に基金高齢者医療債券原簿を備えて置かなければならないこと及び当該原簿の記載事項（基金高齢者医療債券の発行の年月日等）を定める。
- 利札が欠けている場合  
基金高齢者医療債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、既に支払期が到来した利札を除き、これに相当する金額を償還額から控除することとし、利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、支払基金は、これに応じなければならないことを定める。
- 基金高齢者医療債券の発行の認可  
支払基金は、基金高齢者医療債券の発行の認可を受けようとするときは、基金高齢者医療債券の募集の日の20日前までに申請書を厚生労働大臣に提出しなければならないこと及び当該申請書の記載事項（基金高齢者医療債券の発行を必要とする理由等）を定める。

[条項]

後期高齢者医療の国庫負担金及び後期高齢者医療広域連合の拠出金の算定等に関する政令第27条～第36条（新設）

## 9 その他

- 以下の都道府県知事が処理することとされている事務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9号第1号に規定する第1号法定受託事務とする。
  - ・ 広域連合が、確保すべき収入を不当に確保していないと認めるときの、必要な処置をとるべきとした都道府県知事の勧告及び厚生労働大臣への報告（後期高齢者交付金の減額において準用する場合を含む。）

[条項]

後期高齢者医療の国庫負担金及び後期高齢者医療広域連合の拠出金の算定等に関する政令第37条（新設）

## 施行期日等

- 施行期日は、平成20年4月1日とする。
- 病床転換助成事業
  - ・ 病床転換助成事業（病院等の開設者が行う病床の転換（病床を減少させるとともに介護保険施設の新設又は増設により病床の減少数に相当する数の範囲内において入所定員を増加させること）に要する費用を助成する事業）の終期を平成25年3月31日とすること。
  - ・ 病床転換助成事業に要する費用の額の総額を定める率を、当該年度におけるすべての後期高齢者医療広域連合の療養の給付等に要する費用の額の予想額の総額の0.25%とすること。
  - ・ 病床転換助成事業に要する費用に対する国の交付金の額を、各都道府県につき、当該年度における病床転換助成事業に要する費用の額の27分の10に相当する額とすること。
  - ・ 病床転換助成事業に要する費用に対する支払基金の交付金の額を、各都道府県につき、当該年度における病床転換助成事業に要する費用の額の27分の12に相当する額とすること。
- 単年度基金事業対象収入額及び基金事業対象収入額の負担金の額の算定の特例

被保険者に係る療養の給付等に要する費用の額が著しく低い市町村に居住する被保険者に係る保険料の特例により、不均一保険料を賦課した場合において、広域連合が、減少することとなる保険料総額につき広域連合の一般会計から特別会計に繰り入れられた額については、収入額として算定する。
- 平成20年度から平成24年度の特別高額医療費共同事業拠出金の算定に係る特例

平成20年度から平成24年度の拠出金の算定に当たって必要な「前々年度及びその直前2カ年度の交付額」について、平成19年度以前の年度分については、特別高額医療費共同事業が実施されていないことから、当該年度に特別審査された老健のレセプトの実績に基づいて算定した対象医療費を用いる。

※前々年度及びその直前2カ年度の交付額の算定

	老人保健（医療に要した費用の額等）	後期高齢者医療
・平成20年度	平成16, 17, 18年	
・平成21年度	平成17, 18, 19年	
・平成22年度	平成18, 19年、平成20年1～3月	平成20年度交付金
・平成23年度	平成19年、平成20年1～3月	平成20, 21年度交付金
・平成24年度	平成20年1～3月	平成20, 21, 22年度交付金

- 平成20年度及び平成21年度の特別高額医療費共同事業事務費拠出金の算定の基準となる被保険者数については、都道府県の老人医療受給対象者の数とする。

[条項]

後期高齢者医療の国庫負担金及び後期高齢者医療広域連合の拠出金の算定等に関する政令附則第1条～第11条（新設）

## 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者 交付金等の算定等に関する省令案の概要

### 1 前期高齢者交付金関係

#### ○ その他厚生労働省令で定める加入者

高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第32条第1項に規定する前期高齢者である加入者のうち、65歳以上75歳未満の加入者以外の厚生労働省令で定める加入者を、後期高齢者医療の被保険者とはならない、75歳以上の日本国内に住所を有しない加入者（海外派遣されている健康保険の被保険者等）とする。

#### (1) 前期高齢者交付金調整金額関係

#### ○ 前期高齢者交付調整金額の算定方法

法第33条第1項に規定する「前期高齢者交付調整金額」（利子相当）を以下のとおりとする。

#### ① 前々年度の概算前期高齢者交付金額 > 前々年度の確定前期高齢者交付金額となる保険者（前期高齢者交付控除対象保険者）

・ 前期高齢者交付調整金額 = 前期高齢者交付超過額（前々年度概算前期高齢者交付金額 - 前々年度確定前期高齢者交付金額） × 前期高齢者交付算定率

#### ② 前々年度の概算前期高齢者交付金額 < 前々年度の確定前期高齢者交付金額となる保険者（前期高齢者交付加算対象保険者）

・ 前期高齢者交付調整金額 = 前期高齢者交付不足額（前々年度確定前期高齢者交付金額 - 前々年度概算前期高齢者交付金額） × 前期高齢者交付算定率

#### ○ 前期高齢者交付算定率の算定方法

上記の「前期高齢者交付算定率」の算定方法を以下のとおり定める。

・ 前期高齢者交付算定率 = 次の① ÷ ②を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

- ① 支払基金の支払利息の額と受取利息の額との差額を基礎として、前々年度における支払基金の保険者に対し前期高齢者交付金を交付する業務上生じた利息の額等を勘案して、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」とする。）があらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて算定する額
- ② 全前期高齢者交付加算対象保険者に係る前期高齢者交付不足額の合計額と全前期高齢者交付控除対象保険者に係る前期高齢者交付超過額の合計額との差額

## (2) 概算前期高齢者交付金関係

### ○ 医療に関する給付

法第34条第2項第1号に規定する「医療に関する給付」（交付金の算定に必要な保険者の給付に要する費用に係る医療保険各法の規定による医療に関する給付）は次の保険者ごとに、以下のとおりとする。

- ・ 健康保険の保険者：健康保険法第52条及び第127条に掲げる保険給付
- ・ 船員保険の保険者：船員保険法に規定する療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費の支給（船員法第89条に規定する療養補償に相当するもの及び通勤によるものを除く。）並びに傷病手当金及び葬祭料の支給（職務上の事由又は通勤によるものを除く。）並びに家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費並びに出産育児一時金、出産手当金、家族出産育児一時金及び家族葬祭料の支給
- ・ 国民健康保険の保険者：国民健康保険法に規定する療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給（退職被保険者及びその被扶養者に係るものを除く。）並びに出産育児一時金及び葬祭費の支給並びに葬祭の給付
- ・ 国家公務員共済組合：国家公務員共済組合法第51条第1号から第9号までに掲げる短期給付（国家公務員等共済組合法施行令第12条の2第1項に規定する在外組合員及び同令第33条に規定する在外被扶養者が本邦外にある期間内において受けるものを除く。）
- ・ 地方公務員等共済組合：地方公務員等共済組合法第53条第1号から第9号までに掲げる短期給付
- ・ 日本私立学校振興・共済事業団：私立学校教職員共済法第20条第1項第1号から第9号までに掲げる短期給付

○ 前期高齢者給付費見込額の算定方法

法第34条第2項第1号に規定する「前期高齢者給付費見込額」（保険者の給付に要する費用の見込額のうち前期高齢者である加入者に係るもの）の算定方法を以下のとおり定める。

・ 前期高齢者給付費見込額＝前々年度における当該保険者の給付に要する費用のうち前期高齢者である加入者に係るもの（①）×伸び率（②）

① 法第35条第2項第1号に規定する前期高齢者給付費額（その額が当該保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額。）

※ 前期高齢者給付費額については、「前期高齢者給付費額の算定方法（P57）」を参照。

② （全保険者に係る前期高齢者給付費見込額の総額÷それらの保険者に係る①の額の合計額）を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

○ 調整対象外給付費見込額の算定方法

法第34条第2項第2号に規定する額（調整対象給付費見込額から除外される額。以下「調整対象外給付費見込額」という。）の算定方法を以下のとおり定める。

・ 調整対象外給付費見込額＝当該保険者に係る前期高齢者給付費見込額－（①×②）

① 一人平均前期高齢者給付費見込額×当該年度に係る法第34条第2項第2号に規定する政令で定める率（全保険者に係る前期高齢者である加入者1人当たりの前期高齢者給付費見込額の分布状況を勘案して政令で定める率）

② 当該年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数

○ 一人当たり前期高齢者給付費見込額の算定方法

法第34条第2項第2号イに規定する一の保険者に係る前期高齢者である加入者「一人当たり前期高齢者給付費見込額」の算定方法を以下のとおり定める。

・ 一人当たり前期高齢者給付費見込額＝当該保険者に係る前期高齢者給付費見込額÷当該年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数

○ 一人平均前期高齢者給付費見込額の算定方法

法第34条第2項第2号ロに規定する「一人平均前期高齢者給付費見込額」の算定方法を以下のとおり定める。

・ 一人平均前期高齢者給付費見込額＝（全保険者に係る前期高齢者給付費見込額の総額÷当該年度における全保険者に係る前期高齢者である加入者の見込

数の総数)を基礎として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

○ 前期高齢者である加入者の見込数の算定方法

当該年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数の算定方法を以下のとおり定める。

- ・ 前期高齢者である加入者の見込数＝前々年度の加入者数(①)×伸び率(②)
- ① 前々年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者数(その数が当該保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数。)
- ② (当該年度における全保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数の総数÷それらの保険者に係る①の合計数)を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

○ 概算加入者調整率の算定方法

法第34条第4項に規定する概算加入者調整率の算定方法を以下のとおり定める。

概算加入者調整率＝粗概算加入者調整率×概算補正係数

- ・ 粗概算加入者調整率＝全保険者平均前期高齢者加入率見込値÷各保険者前期高齢者加入率見込値
- ・ 概算補正係数＝①÷②を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率
- ① 全保険者に係るイ+口の総額
  - イ 各保険者に係る調整対象給付費見込額(当該各保険者に係る前期高齢者給付費見込額－当該各保険者に係る調整対象外給付費見込額)
  - ロ 各保険者に係る法第34条第1項第2号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額
- ② 全保険者に係るイ+口の総額
  - イ 各保険者に係る調整対象給付費見込額×当該各保険者に係る粗概算加入者調整率
  - ロ 各保険者に係る前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額×当該各保険者に係る粗概算加入者調整率

○ 前期高齢者加入率見込値の算定方法

全保険者平均前期高齢者加入率見込値及び各保険者前期高齢者加入率見込値の算定方法を以下のとおり定める。

- ・ 全保険者平均前期高齢者加入率見込値＝当該年度における全保険者に係る前

期高齢者である加入者の見込数の総数÷当該年度における全保険者に係る加入者見込数の総数

- ・ 保険者別前期高齢者加入率見込値＝当該年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数÷当該年度における当該保険者に係る加入者見込数（その率が法第34条第4項に規定する下限割合に満たないときは、下限割合とする。）

### (3) 確定前期高齢者交付金関係

#### ○ 前期高齢者給付費額の算定方法

法第35条第2項第1号に規定する前期高齢者給付費額の算定方法を以下のとおり定める。

- ・ 健康保険の保険者：健康保険法第52条第1号、第6号及び第9号並びに第127条第1号、第6号、第9号及び第10号に掲げる保険給付
- ・ 船員保険の保険者：船員保険法に規定する療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費の支給（船員法第89条に規定する療養補償に相当するもの及び通勤によるものを除く。）並びに家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給
- ・ 国民健康保険の保険者：国民健康保険法に規定する療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給（国民健康保険法第43条の規定に基づき一部負担金の割合を減じている保険者については、第42条第1項の負担割合により給付されたものとして修正を加える。）
- ・ 国家公務員共済組合：国家公務員共済組合法第51条第1号から第2号の2までに掲げる短期給付（国家公務員等共済組合法施行令第12条の2第1項に規定する在外組合員及び同令第33条に規定する在外被扶養者が本邦外にある期間内において受けるものを除く。）
- ・ 地方公務員等共済組合：地方公務員等共済組合法第53条第1号から第2号の2までに掲げる短期給付
- ・ 日本私立学校振興・共済事業団：私立学校教職員共済法第20条第1項第1号から第3号までに掲げる短期給付

#### ○ 調整対象外給付費額の算定方法

法第35条第2項第2号に規定する額（調整対象給付費額から除外される額。以下「調整対象外給付費額」という。）の算定方法を以下のとおり定める。

- ・ 調整対象外給付費額＝前期高齢者給付費額－（①×②）  
① 一人平均前期高齢者給付費額×前々年度に係る法第34条第2項第2号



に規定する政令で定める率

- ② 前々年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者数
- 一人当たり前期高齢者給付費額の算定方法  
法第35条第2項第2号イに規定する一の保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たり前期高齢者給付費額の算定方法を以下のとおり定める。  
・ 一人当たり前期高齢者給付費額＝当該保険者に係る前期高齢者給付費額÷前々年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者数
- 一人平均前期高齢者給付費額の算定方法  
法第35条第2項第2号ロに規定する全保険者の一人平均前期高齢者給付費額の算定方法を以下のとおり定める。  
・ 一人平均前期高齢者給付費額＝（前々年度における全保険者に係る前期高齢者給付費額の総額÷前々年度における全保険者に係る前期高齢者である加入者数の総数）を基礎として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。
- 確定加入者調整率及び前期高齢者加入率の算定方法  
法第35条第4項に規定する確定加入者調整率、全保険者平均前期高齢者加入率及び保険者別前期高齢者加入率の算定方法については、概算加入者調整率、全保険者前期高齢者加入率見込値及び保険者別前期高齢者加入率見込値の算定方法を準用することを定める。

[条項]

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第1条～第16条

## 2 前期高齢者納付金等関係

- 前期高齢者納付調整金額の算定方法  
法第37条第1項に規定する前期高齢者納付調整金額（利子相当）の算定方法については、前期高齢者交付調整金額及び前期高齢者交付算定率の算定方法を準用することを定める。
- 法定給付費見込額の算定方法  
法第38条第1項第1号ロ（2）に規定する保険者の給付に要する費用等の見

込額（以下「**法定給付費見込額**」という。）の算定方法を以下のとおり定める。

- ・ 法定給付費見込額＝①＋②＋③
  - ① （**若人給付費**）＝イ（前々年度実績）×ロ（伸び率）
    - イ 前々年度における医療に関する給付の額の合計額
    - ロ 全保険者に係る医療に関する給付の額の動向等を勘案して年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率
  - ② （**日雇拋出金額**）＝イ（前々年度実績）×ロ（伸び率）
    - イ 前々年度における健康保険法第176条に規定する確定日雇拋出金の額
    - ロ （全保険者に係る健康保険法第173条第2項に規定する日雇拋出金の見込額の総額÷それらの保険者に係るイに掲げる額の合計額）を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率
  - ③ （**療養給付費等拋出金額**）＝イ（前々年度実績）×ロ（伸び率）
    - イ 前々年度における国民健康保険法附則第13条第1項に規定する確定療養給付費等拋出金の額
    - ロ （全保険者に係る国民健康保険法附則第10条に規定する療養給付費等拋出金の見込額の総額÷それらの保険者に係るイに掲げる額の合計額）を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

○ 加入者見込数の算定方法

法第38条第3項及び法第120条第1項に規定する当該年度における**全保険者に係る加入者の見込総数**及び**当該保険者に係る加入者見込数**の算定方法を以下のとおり定める。

- ・ 全保険者に係る加入者見込総数＝各保険者に係る加入者見込数の総数の合計数
- ・ 当該保険者に係る加入者見込数＝①（前々年度実績）×②（伸び率）
  - ① 前々年度における当該保険者に係る加入者の数（その数が当該保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。）
  - ② （当該年度における全保険者に係る加入者見込数の総数÷それらの保険者に係る①の合計数）を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

○ 加入者の数の算定方法

法第39条第3項及び法第121条第1項に規定する当該年度における**全保険者に係る加入者の総数**の算定方法を以下のとおり定める。

- ・ 全保険者に係る加入者の総数＝各保険者に係る加入者の総数の合計数
- 前期高齢者関係事務費拠出金の額の算定方法
 

法第40条に規定する「前期高齢者関係事務費拠出金」の額の算定方法を以下のとおり定める。

  - ・ 事務費拠出金額＝（当該年度における法第139条第1項第1号に規定する支払基金の業務に関する事務の処理に要する費用の見込額÷全保険者に係る加入者見込総数）を基礎として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額×当該保険者に係る加入者見込数
- 前期高齢者納付金等に係る納付の猶予の申請
 

法第46条第1項の規定により、やむを得ない事情により、前期高齢者納付金等の一部の納付の猶予を受けようとする保険者について、支払基金に対する申請の手続を定める。

[条項]

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第17条～第22条

## 2 市町村の特別会計への繰入れ関係

- 市町村の特別会計への繰入れ関係
 

低所得者及び被用者保険の被扶養者であった者につき減額した保険料の均等割額について、その減額することとなる額につき、市町村の特別会計に繰り入れることとされているが、当該繰入額は、減額することとなる保険料の総額とする。

[条項]

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第23条

### 3 財政安定化基金関係

- 基金事業対象比率の算定に用いる「療養の給付等に要する費用に係る収入額」の算定方法を次のように定める。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{療養の給付等に要する} \\ \text{費用に係る収入額} \end{array} \right] = \left[ \begin{array}{l} \text{国庫負担金（高額な医療に関する給付に要する費用に対する負担金を含む。）} \\ \text{都道府県負担金（同上）} \\ \text{市町村負担金} \\ \text{調整交付金} \\ \text{後期高齢者交付金} \\ \text{特別高額医療費共同事業交付金} \\ \text{国の補助金} \\ \text{都道府県、市町村の補助金} \\ \text{その他後期高齢者医療に要する費用のための収入} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \left[ \begin{array}{l} \text{国、都道府県、市町村の補助金のうち} \\ \text{療養の給付等に要する費用の額に係るもの} \\ \text{以外のものの額} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{l} \text{後期高齢者医療に要する費用の} \\ \text{ための収入のうち、療養の給付等に要する} \\ \text{費用の額に係るもの以外のものの額} \end{array} \right] \end{array} \right]$$

- 単年度基金事業対象収入額の算定に用いる次のア及びイの収入額の算定方法を次のように定める。

- ア 「国、都道府県、市町村からの補助金のうち療養の給付等に要する費用の額に充てるべき額」

国、都道府県、市町村からの補助金のうち、療養の給付等に要する費用の額に係るもの以外のものの額を控除して得た額とする。

- イ 「当該年度前の年度において生じた決算上の剰余金のうち療養の給付等に要する費用の額に充てるべき額」

次の年度の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

(ア) 当該年度が特定期間（２年間）の終了年度の場合  
初年度の剰余金に、基金事業対象比率を乗じた額

(イ) 当該年度が特定期間の初年度の場合

当該特定期間の保険料率の算定に当たり後期高齢者医療に要する費用（事務の執行費用を除く）のための収入として見込まれていた前の特定期間の終了年度の剰余金に、基金事業対象比率を乗じて得た額

○ 基金事業対象収入額の算定に用いる次のア及びイの収入額の算定方法を次のように定める。

ア 「国、都道府県、市町村からの補助金のうち療養の給付等に要する費用の額に充てるべき額」

国、都道府県、市町村からの補助金のうち、療養の給付等に要する費用の額に係るもの以外のものの額を控除して得た額とする。  
(単年度基金事業対象収入額と同じ)

イ 「前の特定期間において生じた決算上の剰余金であって現特定期間に繰り越されたもののうち療養の給付等に要する費用の額に充てるべき額」

現特定期間の保険料率の算定に当たり、後期高齢者医療に要する費用（事務の執行費用を除く）のための収入として見込まれていた前の特定期間において生じた剰余金に、基金事業対象比率を乗じて得た額

○ 平成２０年度から平成２５年度までの財政安定化基金拠出率を１万分の９（０．０９％）とする。

[条項]

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第２４条～第２６条、附則第１２条

#### 4 特別高額医療費共同事業関係

- 特別高額医療費共同事業事務費拠出金を算定する際に用いる、各後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の被保険者数の算定方法について、当該広域連合における前々年度の各月末時点の被保険者数を合計した数と定める。

[条項]

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第27条

## 5 後期高齢者支援金等関係

- 後期高齢者調整金額の算定方法

法第119条第1項に規定する後期高齢者調整金額（利子相当）の算定方法については、前期高齢者交付調整金額及び前期高齢者交付算定率の算定方法を準用することを定める。

- 保険納付対象額の見込額の総額の算定方法

法第120条に規定する保険納付対象額の見込額の総額の算定方法を以下のとおり定める。

- ・ 保険納付対象額の見込額の総額 = ① × [ 1 - (後期高齢者負担率 + 50 / 100) ] + ② × (1 - 後期高齢者負担率)

- ① （負担対象額の見込額の総額） = イ（前々年度実績） × ロ（伸び率）

イ 前々年度の全広域連合の負担対象額の総額

ロ（当該年度における全広域連合の負担対象額の見込額の総額 ÷ 前々年度における全広域連合の負担対象額の総額）を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

- ② （特定負担対象額の見込額の総額） = イ（前々年度実績） × ロ（伸び率）

イ 前々年度の全広域連合の特定負担対象額の総額

ロ（当該年度における全広域連合の特定負担対象額の見込額の総額 ÷ 前々年度における全広域連合の特定負担対象額の総額）を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

- ※ 負担対象額 = A - B

A 被保険者に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費及び入院時生活療養費の支給に要した費用の額、保険外併用療養費の支給に要した費用の額、

療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額、移送費の支給に要した費用の額並びに高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合計額（以下「療養の給付等に要した費用の額」という。）から法第67条第1項第2号に掲げる場合に該当する被保険者に係る療養の給付等に要した費用の額（以下「特定費用の額」という。）を控除した額

B 被保険者（法第67条第1項第2号に掲げる場合に該当する者を除く。）に係る損害賠償金、徴収金及び延滞金、返還金及び加算金その他その費用のための収入の額の合計額（以下「収入金額」という。）

※ 特定負担対象額 = A - B

A 前々年度の広域連合の特定費用の額

B 法第67条第1項第2号に掲げる場合に該当する者に係る収入金額

○ 加入者1人当たり負担見込額の算定方法

法第120条に規定する加入者1人当たり負担見込額の算定方法を以下のとおり定める。

- ・ 加入者1人当たり負担見込額 = (保険納付対象額の見込額の総額 ÷ 当該年度における全保険者に係る加入者の見込数の総数) として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額。

○ 保険納付対象額の総額の算定方法

法第121条に規定する保険納付対象額の総額の算定方法を以下のとおり定める。

- ・ 保険納付対象額の総額 = 前々年度の全広域連合の負担対象額の総額 × [1 - (後期高齢者負担率 + 50 / 100)] + 前々年度の全広域連合の特定負担対象額の総額 × (1 - 後期高齢者負担率)

○ 加入者1人当たり負担額の算定方法

法第121条に規定する加入者1人当たり負担額の算定方法を以下のとおり定める。

- ・ 加入者1人当たり負担額 = (前々年度の保険納付対象額の総額 ÷ 前々年度における全保険者に係る加入者の総数) として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額。

○ 後期高齢者関係事務費拠出金額の算定方法

法第122条に規定する後期高齢者関係事務費拠出金額の算定方法について、前期高齢者関係事務費拠出金の算定方法を準用することを定める。

○ 後期高齢者支援金等に係る納付の猶予の申請

法第124条において準用する法第46条に規定する後期高齢者支援金等に  
係る納付の猶予の申請について、前期高齢者納付金等に係る納付の猶予の申請の  
手続を準用することを定める。

[改正省令]

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算  
定等に関する省令第28条～第33条、第35条

6 その他

○ 広域連合が支払基金に対して行う通知

法第123条第1項に規定する広域連合が支払基金に対して行う通知に関し  
ては、以下に掲げる事項について、それぞれの定める期日までに通知するもの  
として定める。

- ・ 各月ごとの保険納付対象額（当該月において損害賠償金その他その費用のた  
めの収入がある場合はその額を控除した額とする。）及びその内訳  
→当該月の翌々月の15日まで
- ・ 各年度の保険納付対象額（当該年度において損害賠償金その他その費用のた  
めの収入がある場合はその額を控除した額とする。）及びその内訳  
→翌年度の6月1日まで

○ 保険者が支払基金に対して行う報告

保険者が支払基金に対して行う報告に関しては、以下に掲げる事項について、  
それぞれの定める期日までに通知するものとして定める。

- ・ 当該年度の各月末における加入者の数及び前期高齢者である加入者の数  
→当該年度の翌年度の6月1日まで
- ・ 当該年度の末日における特定健康診査及び特定保健指導の実施状況に関する  
記録を収録した電磁的記録  
→当該年度の翌年度の11月1日まで（電子情報処理組織、光ディスク等の  
使用による提出に限る。）
- ・ 当該年度の各月における法第38条第1項第1号ロ(2)に規定する保険者の  
給付に要する費用の額（法定給付費額）  
→当該年度の翌年度の9月1日まで
- ・ 各月ごとの保険者に係る前期高齢者給付費額（当該月において損害賠償金そ  
の他その費用のための収入がある場合はその額を控除した額とする。）及びそ